

## 議案第 55 号

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市個人情報保護条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 9 号）の一  
部を次のように改正する。

第 1 条中「保有する個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情  
報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第 2 条中第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 4 号の次に次の 4  
号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）

第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記  
録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人  
情報をいう。

(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイ  
ルをいう。

ア 個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同  
じ。）

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号そ  
の他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律  
第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のも

の

第3条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第5条第4項中「個人情報」の次に「並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第7条の見出し中「保有個人情報」の前に「保有特定個人情報以外の」を加え、同条中「、保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めると

きは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第8条第1項中「実施機関は、保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第10条第1項中「第6条第5項に規定する事務に係るものを除く。」を「保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第5項及び次条から第14条の2までにおいて同じ。」に改め、第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる保有個人情報は、当該各号に定める者が本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。

(1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。第4項において同じ。) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第10条第4項中「本人が」の前に「自己に係る保有個人情報について、」を加え、「前項の」を「第2項第1号の」に改める。

第12条第2項中「若しくは任意代理人」を「、任意代理人若しくは本人の委任による代理人」に改める。

第15条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該

保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第16条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。ただし、利用停止の請求にあつては、情報提供等記録を除く。次条において同じ。）」を加える。

第19条の2第3項の表を次のように改める。

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 第10条第1項 | 実施機関に対して、<br>当該実施機関が                                     | 指定実施機関に対して、当該指定管理者が   |
| 第10条第1項 | 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第5項及び次条から第14条の2までにおいて同じ。） | 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。第5項及び次条から第14条までにおいて同じ。） |
| 第12条    | 実施機関   | 指定実施機関  |
| 第13条第1項 | 以内に  | 以内に、指定管理者から当該請求に係る保有個人情報の提供を受けて   |
| 第15条第1項 | 保有個人情報（保有個人情報に該当しない                                      | 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を  |

|            |  |  |
|------------|--|--|
|            | い保有特定個人情報を含む。  | 含み、当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。   |
| 第15条第3項    | 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）   | 保有個人情報（保有特定個人情報を除き、当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。）  |
| 第15条第4項    | 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）  | 保有特定個人情報（情報提供等記録を除き、当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。）   |
| 第16条第1項第2号 | 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。ただし、利用停止の請求にあつては、情報提供等記録を除く。） | 保有個人情報（訂正又は削除の請求にあつては保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。目的外利用等の停止の請求にあつては保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。ただし、当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。） |
| 第15条及び第16条 | 実施機関   | 指定実施機関   |
| 第17条第1項    | 以内に  | 以内に、指定管理者から当該請求に係る保有個人情報の提供を受けて  |

第20条中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第24条中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第26条において同じ。）」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市個人情報保護審査会の項中「の開示請求又は訂正請求」を「で定める開示請求又は訂正等の請求」に、「訂正の決定に係る」を「訂正等の決定に対する」に、「答申すること」を「及び答申すること、並びに同条例に基づき実施機関から求められた事項について意見を述べることに」に改める。

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関等が保有する個人情報<u>(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の開示等を請求する個人の権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人情報</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(6) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(7) <u>保有特定個人情報</u> <u>実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) <u>特定個人情報ファイル</u> <u>次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関等が保有する個人情報の開示等を請求する個人の権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

ア 個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のもの

(9) (略)

(10) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

第6条 (略)

(特定個人情報保護評価)

(5) (略)

(6) (略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

第6条 (略)

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外に保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供すること（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

（保有特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外に保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供すること（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の適正な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2～4 (略)

(自己情報の開示請求)

第10条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保

(保有個人情報の適正な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2～4 (略)

(自己情報の開示請求)

第10条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(第6条第5項に規定する事務

有特定個人情報を含む。第5項及び次条から第14条の2までにおいて同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次の各号に掲げる保有個人情報は、当該各号に定める者が本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。

(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。第4項において同じ。） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

3 （略）

4 自己に係る保有個人情報について、本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、第2項第1号の法定代理人又は任意後見人以外の代理人（以下「任意代理人」という。）によって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。

5 （略）

（開示請求の手続）

第12条 （略）

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人、任意後見人、任意代理人若しくは本人の委任による代理

に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。

3 （略）

4 本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の法定代理人又は任意後見人以外の代理人（以下「任意代理人」という。）によって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。

5 （略）

（開示請求の手続）

第12条 （略）

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人、任意後見人若しくは任意代理人であることを証明するた

人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(自己情報の訂正等の請求)

第15条 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項において同じ。)に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 (略)

3 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第7条の規定に違反して目的外利用等をされていると認める者は、実施機関に対して、その停止を請求することができる。

4 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法

めに必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(自己情報の訂正等の請求)

第15条 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 (略)

3 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が第7条の規定に違反して目的外利用等をされていると認める者は、実施機関に対して、その停止を請求することができる。

第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

5 第10条第2項から第4項までの規定は、前各項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正等の請求の手続）

第16条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。ただし、利用停止の請求にあっては、情報提供等記録を除く。次条において同じ。）を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

（指定管理者に関する特例）

第19条の2 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する場合における第10条から第17条まで

4 第10条第2項から第4項までの規定は、前3項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の停止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

（訂正等の請求の手続）

第16条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

（指定管理者に関する特例）

第19条の2 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する場合における第10条から第17条まで

(第14条の2を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 第10条第1項 | 実施機関に対し<br>て、当該実施機<br>関が   | 指定実施機関に対して、<br>当該指定管理者が   |
| 第10条第1項 | 保有個人情報<br>(保有個人情報<br>に該当しない保<br>有特定個人情報<br>を含む。第5項<br>及び次条から第<br>14条の2まで<br>において同<br>じ。) | 保有個人情報(当該指定<br>管理者が公の施設の管理<br>を行うに当たって保有す<br>るものに限る。第5項及<br>び次条から第14条まで<br>において同じ。)   |
| 第12条    | 実施機関   | 指定実施機関  |
| 第13条第1項 | 以内に  | 以内に、指定管理者から<br>当該請求に係る保有個人<br>情報の提供を受けて   |
| 第15条第1項 | 保有個人情報<br>(保有個人情報<br>に該当しない保<br>有特定個人情報<br>を含む。)   | 保有個人情報(保有個人<br>情報に該当しない保有特<br>定個人情報を含み、当該<br>指定管理者が公の施設の<br>管理を行うに当たって保<br>有するものに限る。) |

(第14条の2を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |                          |   |
|---------|--------------------------|---|
| 第10条第1項 | 実施機関に対し<br>て、当該実施機<br>関が | 指定実施機関に対して、<br>当該指定管理者が   |
| 第10条第1項 | 保有個人情報                   | 保有個人情報(当該指定<br>管理者が公の施設の管理<br>を行うに当たって保有す<br>るものに限る。以下第5<br>項及び次条から第17条<br>まで(第14条の2を除<br>く。)において同じ。) |
| 第12条    | 実施機関                     | 指定実施機関  |
| 第13条第1項 | 以内に                      | 以内に、指定管理者から<br>当該請求に係る保有個人<br>情報の提供を受けて   |

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 第15条第3項        | 保有個人情報<br>(保有特定個人<br>情報を除く。)   | 保有個人情報(保有特定<br>個人情報を除き、当該指<br>定管理者が公の施設の管<br>理を行うに当たって保有<br>するものに限る。)   |
| 第15条第4項        | 保有特定個人情<br>報(情報提供等<br>記録を除く。)  | 保有特定個人情報(情報<br>提供等記録を除き、当該<br>指定管理者が公の施設の<br>管理を行うに当たって保<br>有するものに限る。)  |
| 第16条第1項<br>第2号 | 保有個人情報<br>(保有個人情報<br>に該当しない保<br>有特定個人情報<br>を含む。ただ<br>し、利用停止の<br>請求にあって<br>は、情報提供等<br>記録を除く。) | 保有個人情報(訂正又は<br>削除の請求にあっては保<br>有個人情報に該当しない<br>保有特定個人情報を含<br>み、目的外利用等の停止<br>の請求にあっては保有個<br>人情報に該当しない保有<br>特定個人情報を含み、情<br>報提供等記録を除く。た<br>だし、当該指定管理者が<br>公の施設の管理を行うに<br>当たって保有するものに<br>限る。) |
| 第15条及び第<br>16条 | 実施機関   | 指定実施機関  |

|                |      |        |
|----------------|------|--------|
| 第15条及び第<br>16条 | 実施機関 | 指定実施機関 |
|----------------|------|--------|

|         |     |   |
|---------|-----|---|
| 第17条第1項 | 以内に | 以内に、指定管理者から<br>当該請求に係る保有個人<br>情報の提供を受けて |
|---------|-----|---|

(他の制度との調整)

第20条 この条例は、次に掲げる保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)については、適用しない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第24条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第26条において同じ。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

|         |     |   |
|---------|-----|---|
| 第17条第1項 | 以内に | 以内に、指定管理者から<br>当該請求に係る保有個人<br>情報の提供を受けて |
|---------|-----|---|

(他の制度との調整)

第20条 この条例は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第24条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（附則第2項関係）

| 改正後          |                 |   | 改正前          |                 |  |
|--------------|-----------------|---|--------------|-----------------|--|
| 別表（第2条関係）    |                 |   | 別表（第2条関係）    |                 |  |
| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関            | 担任する事務  | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関            | 担任する事務   |
| 市長           | (略)             | (略)   | 市長           | (略)             | (略)  |
|              | 山陽小野田市個人情報保護審査会 | 山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号） <u>で定める開示請求又は訂正等の請求に係る個人情報の開示又は訂正等の決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てについて審議し、及び答申すること、並びに同条例に基づき実施機関から求められた事項について意見を述べること。</u> |              | 山陽小野田市個人情報保護審査会 | 山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号） <u>の開示請求又は訂正請求に係る個人情報の開示又は訂正の決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てについて審議し、答申すること。</u> |
|              | (略)             | (略)   |              | (略)             | (略)  |
| (略)          | (略)             | (略)   | (略)          | (略)             | (略)  |